

【アメリカ】人身取引対策 4 法の成立

海外立法情報課 中川 かおり

* トランプ大統領が人身取引問題に積極的に取り組む中、2017 年 9 月までで終了した再授権規定の更新を含む 4 つの人身取引対策法が 2018 年 12 月から 2019 年 1 月に成立した。

1 経緯

米国では、人身取引対策の核となる法律として、2000 年に人身取引被害者保護法 (P.L.106-386, Division A) が制定され、その後、2003 年 (P.L.108-193)、2005 年 (P.L.109-164)、2008 年 (P.L.110-457)、2013 年 (P.L.113-4, Title XII) の各年に改正及び必要な予算の再授権が行われてきた。その後新たな立法措置はなく、2017 年 9 月をもって 2013 年法の再授権が終了したが、トランプ (Donald J. Trump) 大統領は、就任後まもなく 2017 年 2 月に人身取引に関する大統領令¹を出すなど、この問題に積極的に取り組む姿勢を示した。こうした中、2018 年 12 月末から 2019 年 1 月初めに、再授権規定の更新を含む 4 つの人身取引対策法が成立した²。

2 概要

(1) 国内人身取引被害者基金の延長 (18 U.S.C. § 3014(a))

合衆国法典第 18 編第 77 章 (奴隷、奴隷労働及び人身取引)、第 109A 章 (性的虐待) 等の規定に基づく犯罪により有罪判決を受ける、資力のある個人又は団体は、刑事罰金等に加え、5,000 ドル³の公課を請求される。これは、2015 年人身取引被害者正義法 (P.L.114-22) が設立する国内人身取引被害者基金に充当され、被害者支援に用いられる。今回の改正は、この公課の徴収を 2021 年 9 月 30 日まで延長するものである。

(2) 証言を行う被害者等への支払 (28 U.S.C. § 524(c) (1) (B))

司法長官は、合衆国法典第 18 編第 77 章等の違反に直接関係する情報又は支援の提供に対し基金から報酬を支払う。この根拠規定に第 110 章 (児童の性的虐待及び他の虐待) を加える。

(3) 被害者スクリーニング協定 (6 U.S.C. § 645(b))

国土安全保障省は、被害者スクリーニング協定を定め、①商業的性行為に従事するおそれがある者、児童労働に従事する者等を特定すること、②被害者となり、その直接の結果として当該者が行う犯罪⁴について、その逮捕、起訴又は訴追を避けること等を行う。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019 年 7 月 11 日である。

¹ Executive Order 13773 of February 9, 2017, Enforcing Federal Law with Respect to Transnational Criminal Organizations and Preventing International Trafficking, 82 Fed. Reg. 10691 (Feb. 14, 2017).

² Abolish Human Trafficking Act of 2017, P.L.115-392. <<https://www.congress.gov/115/bills/s1311/BILLS-115s1311enr.pdf>>; Trafficking Victims Protection Act of 2017, P.L.115-393. <<https://www.congress.gov/115/bills/s1312/BILLS-115s1312enr.pdf>>; Frederick Douglass Trafficking Victims Prevention and Protection Reauthorization Act of 2018, P.L.115-425 <<https://www.congress.gov/115/bills/hr2200/BILLS-115hr2200enr.pdf>>; Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2017, P.L.115-427. <<https://www.congress.gov/115/bills/s1862/BILLS-115s1862enr.pdf>>

³ 1 ドルは約 110 円 (令和元年 7 月分報告省令レート)

⁴ 人身取引の被害者が加害者に強要される犯罪には、売春、薬物売買等があるが、被害者に刑事責任を問うのが適当ではないことから、逮捕、起訴等を避けるか、事後に有罪判決を無効化する等の処遇が求められる。中川かおり「海外法律情報/アメリカ 人身取引の被害者に対する有罪判決の無効化」『論究ジュリスト』(20), 2017 年冬号, p.196.

(4) 罰則の強化

児童の性目的の人身取引、成人に対する暴行等を伴う性目的の人身取引等に関する規定の執行妨害を行う者に対する拘禁刑を、20年以下から25年以下に引き上げる（同編第1591条d項）。性犯罪による有罪判決を受けた後、更に第117章（違法な性的活動及び関連する犯罪のための輸送）の規定に違反する者に対する拘禁刑の上限を、一定の場合を除き、同章に別に定める拘禁刑の2倍から3倍に引き上げる（同編第2426条a項）。

(5) 民事上の差止命令の新設（18 U.S.C. § 1595A）

人が合衆国法典第18編第77章等に違反して、人身取引を行う外観を備える場合等には、司法長官は、連邦地方裁判所に提起する民事訴訟においてその行為の差止めを請求できる。

(6) 教育を通じた人身取引の認識向上（22 U.S.C. § 7104(b)(2)）

①教員等に、労働目的及び性目的の人身取引の手がかりを認識・対応できるよう教育し、②児童に、人身取引の被害者とされないように年齢に応じた情報を提供する、保健福祉省の補助金プログラムを創設する。

(7) 関税法による強制労働等の阻止（P.L.115-425, § 132）

1930年関税法（P.L.71-361）第307条は、受刑者労働、成人又は児童の強制労働等により外国で生産される商品を米国に輸入することを禁止する。今回の改正で、会計検査院は、①事業者によるこの規定の遵守を支援するために連邦、州等により行われる措置、②この規定の執行における連邦省庁の役割及び執行の仕組み、③ここ10年間の違反商品保留命令（Withhold Release Orders）の発行、貨物の留置、民事罰の発出等の執行活動の詳細につき、連邦議会に報告する。

(8) TIP 報告特別監視リストへの再掲制限（22 U.S.C. § 7107(b)(2)(F)）

国務省は、世界各国を人身取引対策の進捗度が高い方から、第1層、第2層、特別監視リスト及び第3層の4段階に格付けする報告（TIP報告）を、毎年6月に公表する。今回の改正は、2年連続で特別監視リストに掲載された国が、一定の推移を経て、そのリストに再掲され得る期間を1年間に制限することで、当該国による人身取引対策の取組を促す。

(9) 特別監視リスト掲載国への通知（P.L.115-427, § 7）

国務長官は、TIP報告の特別監視リストに掲載された国の外務大臣に対し、①当該国が特別監視リストに掲載されたことの確認、②掲載の含意及び第3層に引き下げられる場合の結果、③引下げに貢献する要素、④引上げのために当該国が行うべき措置等の通知を行う。

(10) 児童兵士の募集等の阻止（22 U.S.C. § 2370c-1）

2008年児童兵士阻止法（P.L.110-457, Title IV）は、児童兵士の募集等を行う国に対し、外国に軍装備品等を提供できるとする米国の権限が支援に用いられてはならず、及び軍装備品の直接的商業販売の許可が出されてはならないとする。児童兵士の募集等を行う国は、TIP報告中の児童兵士阻止法リストに掲載される。今回の改正は、児童兵士の募集等を禁止される主体に「警察」を加える。大統領が、国益の観点から当該国に対する支援等の禁止を解除する場合には、その国が効果的で継続的に児童兵士の問題に取り組むことを連邦議会に証明する。

(11) 再授権（22 U.S.C. § 7110）

2018-21会計年度の各年に、国務省人身取引監視対処局に1382万2000ドル、保健福祉長官に1950万ドル、国務長官に6500万ドル、労働長官に500万ドルの歳出を授権する。